

平成29年度全国学校給食週間実施要領

平成29年12月19日
初等中等教育局長決定

1 名称

全国学校給食週間

2 目的

本週間は、学校給食の意義、役割等について児童生徒や教職員、保護者、地域住民等の理解と関心を高め、学校給食の一層の充実と発展を図ることを目的とする。

3 期間

平成30年1月24日から1月30日までの1週間

4 主唱

文部科学省

5 実施方法

(1) 文部科学省

文部科学省では、以下の行事を実施する。

- ア 学校給食に関する展示
- イ 学校給食フェアの実施
- ウ ウェブサイトによる広報活動

(2) 教育委員会及び学校等

教育委員会及び学校等に対して、本週間にふさわしい行事として、例えば、以下のような取組を推進する。

- ア 庁舎食堂等での学校給食の提供
- イ 学校給食に関するポスター、標語、作文等の募集及び表彰
- ウ 学校給食調理コンクールの開催
- エ 学校給食についての研究発表会、講演会、シンポジウム、展示会等の開催
- オ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得た広報活動の実施
- カ 本週間にちなんだ特別献立の作成及びその実施
- キ 学校給食にちなんだレクリエーション等の実施
- ク 児童生徒及びその保護者等を対象とする学校給食や食育、食中毒防止等に関する講演